

中小企業退職金共済法施行令における 押印原則の見直しについて

厚生労働省雇用環境・均等局

中小企業退職金共済法施行令における押印原則の見直しについて

- 「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。
※「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。
- これを踏まえ、中小企業退職金共済法施行令を改正し、財形住宅債券の募集に応じようとする者が作成する財形住宅債券申込証への押印等を不要とする。

現行

独立行政法人勤労者退職金共済機構が発行する財形住宅債券の募集に応募しようとする者は、財形住宅債券申込証に必要事項を記載の上、**署名又は記名押印**しなければならない。



改正後

署名及び押印を不要とし、**記名のみで足りる**こととする。